

Question 「前使用者の定期点検整備記録簿の有無」の表示方法

- ◆ 前使用者の定期点検整備記録簿の有無の表示方法を教えてください
- ◆ 前使用者の定期点検整備記録簿の有無を表示する場合、何年前までの記録簿があれば「有」と表示することができますか？
- ◆ 広告では、「前使用者の定期点検整備記録簿の有無」の表示を省略することは可能ですか？

Answer 展示時点から過去2年以内に道路運送車両法第48条に規定する定期点検整備が行われ、その点検整備記録簿が展示車両に備え付けられている場合に「有」と表示し、その他の場合には、「無」と表示して下さい。

また、「有」の場合は、「定期点検整備の内容（自家用の場合は12か月 or 24か月、事業用の場合は6か月 or 12か月）」を付記して下さい。

なお、広告では、「前使用者の定期点検整備記録簿の有無」の表示を省略することができます。

Hint!

◎関連条文 中古車規約施行規則第10条

- 1 「前使用者の定期点検整備記録簿の有無」の表示については、次の各号に定めるところにより表示するものとする。ただし、広告、通信販売広告による表示においては、これを省略することができるものとする。
 - (1) 販売する中古自動車を店頭に表示する時点からさかのぼって2年以内に道路運送車両法第48条に規定する定期点検整備（以下「定期点検整備」という。）が行われ、かつ、定期点検整備記録簿が当該車両に備え付けられている場合に「有」と表示するものとする。この場合において販売業者は、「定期点検整備の内容」を付記するものとする。
 - (2) 前号以外の場合には「無」と表示するものとする。
- 2 販売業者は、前項の表示において、「無」と表示した場合には、走行距離数を確認した書類を備え付けておくものとする